

# 紀州材攻めの販路開拓支援事業



和歌山県PRキャラクター  
「きいちゃん」

都市部での紀州材流通シェア拡大を図るため、和歌山県内の製材所と利用協定を締結し、紀州材を取り扱う**和歌山県外工務店の取組を支援**します。

## 1 紀州材とは？

和歌山県内の森林で生産され、和歌山県内で製材加工された木材及び木材加工品で、「紀州材認証システム実施要綱」に基づいて証明された木材のことです

## 2 補助の対象者は？

- ① 和歌山県外に本社を有すること
- ② 和歌山県内製材所と紀州材利用協定を締結していること
- ③ 法令に基づき営業し、必要な許認可等を取得していること

## 3 補助の主な条件は？

- ① 「わかやま紀州材利用推進店」の登録を受けていること
- ② 5年間の「紀州材利用計画」を策定し承認されていること
- ③ 紀州材の新規分の使用材積が、**1棟あたり5m<sup>3</sup>以上**であること
- ④ 紀州材の使用材積を「紀州材利用計画書」にある過去3年間の平均使用材積より**2.5m<sup>3</sup>以上増加**させること
- ⑤ 自社HP等で紀州材のPRを行うこと
- ⑥ 内覧会を1回以上開催すること
- ⑦ 建築現場で、紀州材のPRを懸垂幕等を用いて行うこと

## 4 補助金の額は？

紀州材の使用量に応じて支援（※住宅のみ）

【上限額】**100万円（最大3年間）** 【先着順】

| 紀州材の新規使用量                               | 1棟の補助金上限額 |
|---|-----------|
| 5m <sup>3</sup> 以上～10m <sup>3</sup> 未満  | 60,000円   |
| 10m <sup>3</sup> 以上～15m <sup>3</sup> 未満 | 130,000円  |
| 15m <sup>3</sup> 以上                     | 200,000円  |

5

## 手続きの流れは？

申請年度の3月10日までに  
事業を完了させてください

申請年度の3月末までに  
報告書を提出ください

まずはご登録  
ください

5年間の計画を  
立ててください

補助金の申込を  
してください

実績を報告  
してください

申請者（大工・工務店）

わかやま紀州材利用推進店

- ① 申請書の提出（随時受付）  
→  
② 審査  
→  
③ 認定（認定書の交付）

紀州材攻めの販路開拓支援事業  
紀州材利用計画承認申請書（随時受付）  
→  
① 5年間の計画書を提出  
→  
② 審査  
→  
③ 承認（承認書の通知）

補助申請（1年目）（受付は先着順）  
① 事業申込書の提出  
→  
② 審査  
→  
③ 承認通知  
→  
（事業実施）  
→  
（事業完了）  
→  
④ 交付申請・実績報告の提出  
→  
⑤ 検査  
→  
⑥ 交付決定・額の確定通知  
→  
※実績が条件に合致しない場合  
不交付決定を通知

⑦ 請求書の提出  
→  
⑧ 利用計画  
→  
実施状況報告の提出

補助申請（2年目）  
① 事業申込書の提出  
→  
（※以降は1年目と同じ）

6

## 補助の対象の考え方は？

**【新規】** 過去に紀州材の使用実績が無い申請者の場合

1年間で25m<sup>3</sup>以上（1棟当たり5m<sup>3</sup>以上）紀州材を使用した場合に、  
紀州材の使用量に応じて支援を行います

**【既存】** 過去に紀州材の使用実績が有る申請者の場合

1年間で25m<sup>3</sup>以上（1棟当たり5m<sup>3</sup>以上）紀州材の使用量を増やした  
場合に、紀州材の増加分に応じて支援を行います

例）過去3年間の紀州材平均使用量10m<sup>3</sup> → 申請年度の紀州材使用量35m<sup>3</sup>  
増加分の25m<sup>3</sup>が補助の対象となります。

7

## 問い合わせ・申請先は？

- 和歌山県 農林水産部 森林林業局 林業振興課
- 〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通り一丁目1番地  
電話：073-441-2968(直通)  
FAX：073-433-1037  
メール：e0706001@pref.wakayama.lg.jp(代表)
- 申請様式 林業振興課HPに掲載



# 8 昨年度からの変更点は？

年間5棟以上  
という要件が  
無くなりました！

【新規】過去に紀州材の使用実績が無い申請者の場合

| 棟数    | 紀州材使用量           | 申請補助金 |
|-------|------------------|-------|
| 1棟目   | 9m <sup>3</sup>  | 6万円   |
| 2棟目   | 16m <sup>3</sup> | 20万円  |
| 3棟目   | 13m <sup>3</sup> | 13万円  |
| 補助対象計 | 38m <sup>3</sup> | 39万円  |

令和5年度まで

令和6年度から



\* 1棟あたり5m<sup>3</sup>以上使用 達成  
 \* 1年間で25m<sup>3</sup>以上使用 達成  
 \* 1年間で5棟以上建築 未達成  
 棟数要件が達成できていないので  
**申請不可！×**

\* 1棟あたり5m<sup>3</sup>以上使用 達成  
 \* 1年間で25m<sup>3</sup>以上使用 達成  
 棟数要件が無くなったので  
**R6から申請可！◎**

【既存】過去に紀州材の使用実績が有る申請者の場合

例) 過去3年間の紀州材平均使用量2.5m<sup>3</sup>

| 棟数    | 紀州材使用量           | 申請補助金 |
|-------|------------------|-------|
| 1棟目   | 9m <sup>3</sup>  | —     |
| 2棟目   | 16m <sup>3</sup> | —     |
| 3棟目   | 4m <sup>3</sup>  | —     |
| 4棟目   | 13m <sup>3</sup> | 13万円  |
| 5棟目   | 17m <sup>3</sup> | 20万円  |
| 6棟目   | 15m <sup>3</sup> | 20万円  |
| 7棟目   | 12m <sup>3</sup> | 13万円  |
| 補助対象計 | 57m <sup>3</sup> | 66万円  |

過去3年間の実績に  
相当する紀州材使用  
量(2.5m<sup>3</sup>)は対象外

5m<sup>3</sup>以上ないので対象外

紀州材使用量の増加分  
である4棟目から7棟目  
の実績をもとに補助金の  
申請をしたい！

令和5年度まで

令和6年度から



\* 1棟あたり5m<sup>3</sup>以上使用 達成  
 \* 1年間で25m<sup>3</sup>以上使用 達成  
 \* 1年間で5棟以上建築 未達成  
 棟数要件が達成できていないので  
**申請不可！×**

\* 1棟あたり5m<sup>3</sup>以上使用 達成  
 \* 1年間で25m<sup>3</sup>以上使用 達成  
 棟数要件が無くなったので  
**R6から申請可！◎**